

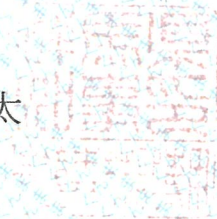
# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県桐生市新里町板橋823番地70

氏 名 関根金属工業株式会社  
代表取締役 関根俊昌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 4年 7月 9日

許可の有効期限 令和 9年 7月 8日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理 (選別、圧縮)

### (2) 産業廃棄物の種類

中間処理 (選別、圧縮)

①廃プラスチック類、②木くず、③ゴムくず、④金属くず、⑤ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上5種類)

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) ア 中間処理施設 (選別、圧縮) の設置場所

群馬県桐生市新里町板橋823番69、823番70及び823番65の一部

### イ 中間処理施設 (選別、圧縮) の設置年月日

平成19年 5月23日

### ウ 中間処理施設の最大処理能力

#### (ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

木くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [12t/日]

#### (イ) 施設の種類 圧縮

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [4.8t/日]

### エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

COPY

様式第九号 (第十条の六関係)

群馬県桐生市新里町板橋 8 2 3 番 6 9、8 2 3 番 7 0 及び 8 2 3 番 6 5 の一部  
オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力  
保管面積 8 4 m<sup>2</sup> 保管容量 1 6 8 m<sup>3</sup>

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 1 9 年 7 月 9 日 新規許可

平成 2 4 年 7 月 9 日 更新許可

平成 2 9 年 7 月 9 日 更新許可

令和 4 年 7 月 9 日 更新許可

5 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

COPY